

第14回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金）午後1時00分から午後1時29分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史		
	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三
委員	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏
	5番	菊地 匠	7番	笹島 敏彦
	8番	渡邊 達郎	9番	猿渡万里子
	10番	角丸 章	11番	小野寺一晃
	12番	垣野 芳博		

4. 欠席委員（1人） 6番 井上 善博

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
報告第3号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	令和6年度水稻作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 14 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の欠席者ですが、議席番号 6 番の井上善博委員が体調不良のため、欠席となっております。本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 1 番の片桐幸示委員と、2 番の渡部延三委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は 2 件です。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、北光 505 番 5、地目は公簿が田で・現況が宅地、面積 451 m² の 1 筆で、令和 6 年 5 月 14 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED] [REDACTED] が亡くなられたことにより、息子さんである [REDACTED] が相続したものです。7 月 18 日に届出を受理して、7 月 29 日に受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。9 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。現在、こちらの土地では家庭菜園がされています。過去に 5 条申請が提出され転用許可を受けておりましたが、農地から宅地への地目変更の手続きをしていないため、この届出書の提出が必要になりました。届出者には、地目変更の手続きの案内をしております。

続きまして、2 ページをお開き願います。2 番、届出者は、[REDACTED]

[REDACTED] と以下、記載の 3 名です。土地の所在は、西 1 条北 13 丁目 21 番 1、地目は公簿が田で現況が畠、面積 5,346 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 9,632 m² で、令和 6 年 4 月 29 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED] が亡くなられたことにより、4 名の息子さんらが共有名義で相続したものです。現在、当該農地は、自己保全がされております。8 月 6 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。10 ページに、第 2 号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上です。

議長 全員 只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

議長 全員 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお開き願います。案件は 1 件です。農業者老齢年金裁定請求が、[REDACTED] の [REDACTED] より 8 月 7 日に提出されました。

議長
全員
議長
全員
議長

こちらは既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

只今、報告第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第3号をご説明いたします。議案の4ページと別紙1をご覧ください。案件は1件、[REDACTED]が代表取締役を務められている、[REDACTED]
です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は田が14.3ha、畑が0.1ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米の集荷・販売であり、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員1人が農業常時従事者であり、裏面をご覧いただきまして、業務執行役員2人とも農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。ご報告とさせていただきます。

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の5ページをお開き願います。案件は1件です。土地所有者・貸主は、[REDACTED]
、転用計画者・借主は、[REDACTED]
と、奥様である、[REDACTED]の申請です。土地の表示は、空知太東3条3丁目396番7、地目は公募・現況とも畑、面積384m²の1筆です。転用目的は、一般住宅1棟や庭、駐車スペースなどを建設するためであり、貸主と借主は親子関係でございます。農地の区分は、砂川市都市計画において第一種低層住居専用地域として用途指定されていますので、第3種農地になります。図面は第3号図のとおりで、法律関係は使用貸借です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費2,507万円に対し、全額を借入金で対応することとしています。この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙2にまとめているとおりですが、この件については、別紙2の4ページ、5の総合判断の欄に記載していますとおり、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。以上、議案第1号の説明といたします。ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、提案のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第2号「令和6年度水稻作況調査について」事務局より提

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

案願います。

では、議案第2号をご説明します。議案の6ページをお開き願います。

今年度の水稻作況調査についてです。まず、1番の調査期日ですが、例年、水稻の成熟度合を勘案しながら、概ね9月10日から15日前後に実施しておりますが、昨年は生育が早かったため9月4日、一昨年は平年並みということで9月9日に実施しています。今年についても、昨年同様生育が早いと伺っているため、9月5日（木）でいかがかと考えますが、委員皆様のご都合も含めましてご審議・ご決定いただければと思います。

次に2番の調査対象農家等については、西豊沼から富平地区まで7件を提案いたします。詳細は別紙3と併せて後ほど説明いたします。

次に3番、開始時刻は午後1時に市役所前からバスで出発したいと思いますので、委員の皆様は、5分前までに市役所前にお越し願います。

4番の班編成は、第1班が議席番号1番から6番、第2班が7番から13番の委員としまして、昨年と同様に、刈り取り作業を行う班と、圃場立・脱穀などの作業を行う班を交代しながら進めたいと思います。

次に別紙3をご覧いただきたいと思います。こちらのページには、昨年度の調査の実施体制を載せています。全体で7か所を調査しており、7か所すべてを、実際に刈り取り作業を行って実測しました。

次に別紙3を1枚めくっていただきまして、同じく昨年の収量結果を示しています。昨年は、皆様に調査いただきましたが、下の方に記載ありますとおり、トータルの結果として収量は「著しい不良」でありました。こちらは各自、表をお読み取りいただきたいと思います。

さらに別紙をもう1枚めくっていただきまして、まず、下の表「参考：令和5年度」と書いている表は昨年のものですが、全体の7か所について、一昨年から農済で実測調査を行わなくなつたため、検見ではなく全てを実測いたしました。そのため、今年度も7か所全てを実測してはいかがかとご提案いたしました。地域的なバランスや箇所数なども含めてご審議いただければと思います。また、例年、担当委員さんから調査対象の方に依頼していただいておりますが、今年も担当委員さんで話し合って、対象となる耕作者にご依頼いただき、表の太枠内を記入して、事務局にご連絡をいただきたいと思います。こちらも昨年度と同じ方、同じ圃場でも構いませんし、ご自身の圃場にしていただいても結構です。準備の関係上、実施日までの日数が少ないため、大変お手数ですが、8月27日（火）までにお願いしたいと思います。

最後に、雨の場合の対応ですが、雨が降ると穀の重さも変わって正確な数値が得られませんので、例えば当日が雨の予報であれば、日程を遅らせるですか、前の日に刈り取りだけ行って、当日、脱穀したり重さを測ったりするなど柔軟に対応したいと思います。

以上、水稻作況調査の説明とします。ご審議をよろしくお願ひいたします

それでは審議に入りますが、何点か話し合いたいと思います。

まず日程です。9月5日、木曜日との説明がありましたが、皆さんからご都合も含めてご意見ございませんか。

<日程に関する意見交換>

それでは、調査日程は9月5日、木曜日、時間は午後1時開始と決定します。バスが12時50分頃に到着しますので、5分前までに市役所前に集合でお願いします。

次に、調査方法ですが、7か所全てを実測することについて、ご意見等ございませんか。

議長

- 議長 ＜調査方法に関する意見交換＞
それでは、説明のあったとおり調査を行うこととします。
次に、各地区の調査箇所の確認について、今年も担当委員が依頼して事務局に報告することにしていますが、この点に関してご質問等ございませんか。
- 全員議長 ＜調査箇所に関する意見交換＞
それでは、担当委員は、8月27日 火曜日までに各農家への依頼、そして事務局への連絡をよろしくお願ひいたします。
では、水稻作況調査に関して、その他に何かございませんか。
なし。
特にないようですので、以上のとおり水稻作況調査を実施することといたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。
なし。
それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。
- 事務局
1. 議会関連報告（事務局長）
 2. 農業振興地域整備計画更新事業報告（農政課）
 3. 北海道新規就農フェア（農政課）
 - ・日 時 令和6年8月3日（土）
 - ・場 所 札幌コンベンションセンター（札幌）
 - ・出席者 農政課職員
 4. 令和6年度玉葱作況調査の実施（事務局）
 - ・本総会終了後に実施しますので、お手元に配布した野帳等を持参の上市役所前のバスに乗車してください。
 5. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、8月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
 6. 協議会報告（協議会長）
- 議長 只今の報告でご質問等ございませんか。
なし。
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。
まず、水稻作況調査は9月5日、木曜日の午後1時から、そして、次回の総会は9月25日、水曜日の午後1時半からですのでよろしくお願ひします。
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。
- 全員議長 ＜議長挨拶＞
以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員